

# 環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成23年1月24日(月) 14:30～16:40

会議出席者

<委員>

片谷教孝会長、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、鈴木邦雄委員、角田謙朗委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員

<事務局>

森林環境部 清水利英参事  
環境創造課 小野浩課長、清水豊総括課長補佐、丸山哲夫課長補佐、和田政一副主査、岩浅真利子技師

<傍聴人>

2名

次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
  - 1) 会長、会長職務代理者の選任について
  - 2) 山梨県環境影響評価条例の改正について
    - ① 前回技術審議会での意見概要及び山梨県環境影響評価条例改正方針について
    - ② 質疑応答・審議
4. 閉会

資料

- 1) 前回技術審議会での意見概要及び山梨県環境影響評価条例改正方針
- 2) 参考資料

## 【あいさつ】

(進行：清水総括課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の進行を務めさせていただきます環境創造課の清水と申します。よろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、清水森林環境部参事よりごあいさつを申し上げます。

(あいさつ：清水参事)

委員の皆様には、本県の環境影響評価制度のために貴重なお時間をさいて頂き、誠にありがとうございます。

また、本技術審議会の委員の委嘱に際しましては、全ての委員の皆様へ、引き続き委員就任をご快諾いただき、深く感謝申し上げます。本県の環境影響評価制度の更なる推進に向けて、お力添えをよろしくお願いいたします。

委員の皆様には既にご承知のとおり、昨年の臨時国会で成立すると思われていた環境影響評価法の改正については、衆議院で可決されたものの、国会の閉会に伴い、参議院で継続審議となってしまいました。

しかし、改正法案の内容自体に大きな問題はなく、今通常国会におけるの成立が見込まれております。

そのため、本県では、この法律改正に対応するため、条例改正の必要性について検討を進めてきており、昨年10月には技術審議会を開催し、皆様方から貴重なご意見をいただいたところです。

いただいたご意見を踏まえる中で、本県の状況等を勘案いたしまして、事務局において条例の改正方針案を作成いたしました。本日は、その内容につきましてご審議をしていただき、法律が成立した折には、速やかに条例の改正ができるように、意見集約をお願いしたいと考えております。

本県の環境影響評価制度がより良いものとなりますよう、ご審議のほどをお願いいたしまして、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(進行 清水総括課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思います。

本審議会につきましてですが、山梨県環境影響条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員の皆様方のうち、10名が出席予定でございました。しかし、田中委員が急遽、所用によりまして欠席ということでございまして、9名の方へ出席をいただいております。条例の規定に基づきまして、二分の一以上の出席が得られておりますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

今回は、現任期になってはじめての審議会でございます。委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思いますが、今任期につきましても、引き続き、今までの委員の方々全員に委嘱させていただくこととなりましたので、お手元の名簿により確認いただくということで、ご紹介に代えさせていただきたいと思います。

それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。次第に続きまして、資料1ですが、前回技術審議会での意見概要及び山梨県環境影響評価条例改正方針、資料2と

して参考資料があります。あらかじめ送付させていただいておりますが、お持ちでない場合には申し出ていただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。議題1の会長及び会長職務代理者の選任についてでございます。本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっておりますが、本日は、委嘱後初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私が進行を執り行わせていただきます。

会長の選任につきましては、条例第47条7項の規定により委員の互選となっております。

どなたか、ご提案はございませんか。

(委員)

事務局に一任

(進行 清水総括課長補佐)

ただいま、事務局一任というご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

(委員からの意見なし)

それでは、事務局から提案をお願いします。

(事務局 小野課長)

これまで本審議会の会長をお願いしております、片谷委員に引き続き会長をお願いしたいと考えております。

(進行 清水総括課長補佐)

ただいま事務局より、片谷委員に会長の職をお願いしたいとの提案がありました。いかがでしょうか。

よろしければ、拍手をもってご賛同をお願いします。

(委員)

拍手

(進行 清水総括課長補佐)

ありがとうございます。ご賛同いただきましたので、片谷委員に会長をお願いしたいと思います。片谷会長は会長席に移動をお願いします。

それでは、まずはじめに片谷会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(片谷会長)

桜美林大学の片谷でございます。周りに先輩方がいる中で、会長という立場を務めさせていただくことは僭越だと思っておりますが、単に委員の経歴が長いという理由で、ご指名いただいたものと思っております。進行役ということで、できるだけスピーディーに審議が進むように尽力したいと思います。

この審議会は、山梨県の環境を守るという重要な役割を担っていると認識しております。皆様方にはご専門の見地からの意見を活発に出していただき、本県の環境保全に反映させていくという務めを果たしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(進行 清水総括課長補佐)

ありがとうございました。

引き続き、会長の職務代理者の選任につきましては、条例第47条第9項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理することとなっています。

片谷会長から職務代理者の指名をお願いします。

(片谷会長)

前任期から職務代理者をお願いしている坂本委員をお願いしたいと思います。

坂本委員は、私の前職の山梨大学の先輩ですので、本来の順序は逆ですが、たまたま私が先に委員になっているということでございますので、是非、ご了解いただきたいと思っております。

(進行 清水総括課長補佐)

ただいま、片谷会長から会長の職務代理者として坂本委員を指名されましたので、坂本委員には、職務代理者の職をお願いいたします。

それでは、議事に入るわけでございますけれども、本審議会を円滑に進行するために傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いいたします。

1 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。2 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。3 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。4 その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 【議事 山梨県環境影響評価条例の改正について】

(片谷会長)

それでは、時間が限られておりますので、早速、議事を進めさせていただきます。

議事に先立ちまして、本審議会の運営方法の確認をお願いいたします。

この審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会において、議論されましたとおり、制度の主旨でございます公平性、透明性を確保するために、審議そのものについても広く公開するという中で行うことが必要であるということでございまして、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議題の2に入らせていただきます。

まず、はじめに、前回技術審議会での意見概要及び山梨県環境影響評価条例改正方針について、事務局から説明をいただきたいと思っております。

(事務局 和田副主査)

事務局、環境創造課の和田と申します。私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、先程の参事からのご挨拶でもありましたが、法律改正のこれまでの経緯について、簡単に説明させていただきます。

環境影響評価法の一部を改正する法律案につきましては、昨年3月に閣議決定され、第174回通常国会に提出されました。その後、参議院で可決されましたが、首相の辞任等の影響などを受け、継続審議となり、秋の第176回臨時国会において衆議院で審議、可決され、参議院に送付されました。しかしながら、政局の影響で審議のための時間が無くなり、継続審議となって、現在に至っています。

今後は、本日召集されました第177回通常国会で審議される予定となっており、順調に審議が進めば、今国会の中で成立する見込みです。

本県の条例改正につきましては、昨年10月に皆様からご意見をいただいているところですが、それらの意見を踏まえまして、今回、条例の改訂方針の案を作成いたしました。本日は、再度、皆様からのご意見をいただきながら、条例改正に向けた作業を進めていき、法律が成立した後は、条例を改正していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

表の上の部分に条例の改正にあたっての考え方を記載しております。前回の審議会でもご説明いたしましたが、法律の改正案は、方法書段階での説明会開催及び要約書作成の義務化、電子縦覧の義務化等、法律の成立後1年以内に施行される項目と、戦略的環境アセスメントの義務化及び環境保全措置等の公表等の具体化の法律の成立後2年以内に施行される項目とに分かれております。

このうち、法律の成立後1年以内に施行される項目につきましては、法律案の成立後、速やかに条例改正をする必要がありまして、前回の審議会の中でもご了解いただいておりますが、今回の改正につきましては、法律案のうち1年以内に施行される項目を中心として改正することとし、2年以内に施行される項目につきましては、引き続き、改正内容の検討をしていくこととしたいと考えております。

続いて、各項目毎に改訂方針を説明いたします。表の最も左側に、条例改正の項目を記載しています。こちらには、法律の改正に伴い改正が必要な項目や前回の審議会でのいただいた意見を踏まえた項目を記載しました。また、ゴシック体で示してある項目は、今回の改正に係る項目です。

その右の欄には、前回の技術審議会においていただいた意見の概要を記載しています。全ての意見が含まれるように、整理したつもりでございますが、もし、不足している点がございましたら、後ほど、ご指摘いただければと思います。

その右の欄には、いただきました意見を踏まえて作成しました参考資料のページを記載しています。参考資料につきましては、資料2としてお配りしておりますので、併せてご覧くださいいただければと思います。その右の欄には、条例の改訂方針の案を記載しております。

それでは、項目毎に説明をさせていただきます。

はじめに、風力発電所を対象事業に追加することに関してですが、意見として、「風力発電に関するアボイドマップ等、景観等への配慮事項等を前もって考えておく必要がある」との意見をいただいております。

いただいた意見に対して資料を用意しましたので、参考資料の1ページをご覧くださいと思います。

長野県では、風力発電施設に係る影響想定マップというものを作成しております。この作成の趣旨は、山地災害や自然・景観などへの影響が想定される地域等をあらかじめ地図に表すというものです。地図の中身ですが、保安林、自然公園法の特設地域、天然記念物、

希少猛禽類の営巣中心域、高利用域等が地図上に記載されております。要素毎に「原則として立地から除外すべき地域」、「立地については特に慎重に検討すべき地域」、「立地については慎重に検討すべき地域」の3つの区分に色分けし、これらの地域に風力発電所を設置する場合には、山地災害や自然、景観などへの影響が想定されるとしています。また、このマップにより新たな規制をかけるというものではありません。

実は、これらの長野県の地図に記載されている項目につきましては、本県の条例で、スクリーニング制度における環境への影響が著しい場合の基準の項目にも含まれています。二重下線が引いてある項目が長野県の影響想定マップの項目に関係する項目です。

そのため、風力発電所をスクリーニングの対象となる第三分類事業として定めることにより、これらの区域において、風力発電施設を設置する場合には、環境影響評価手続の必要性について判定が行われ、環境への影響が著しくなるおそれがある場合には、環境影響評価手続の中で、環境への配慮事項が検討されることとなります。

そのため、長野県の影響想定マップとは、視覚的に配慮が必要な地域を理解できるという点で異なりますが、第三分類事業として風力発電所を規定することにより、環境への影響を受けやすい地域における風力発電所の設置について、事業の実施前における環境配慮事項の検討を義務づけることができると考えております。

続いて、意見として、「特に標高の高い場所での風力発電は景観上の影響が大きい」という意見をいただいております。再び、参考資料の3ページをご覧くださいと思いますが、本県のスクリーニング制度の基準の4番目として、標高1600m以上の区域で実施する事業という規定があり、標高の高い場所において第三分類事業を実施する場合には、環境影響評価の実施が必要となります。そのため、風力発電所を第三分類事業として定めることにより、標高の高い場所における風力発電所の設置について、環境影響評価の実施を義務づけることができます。

他の意見としては、「風力発電の規模要件について、面積的には影響はあまりなくても、高さの影響が出るということがあり、高さに関するものを入れるべき」との意見をいただいております。

法律における風力発電所の規模要件につきましては、現在、国の検討会において議論されているところですが、議事録や資料から推測しますと、おそらく出力により規模要件が設定される方向で検討がされていると考えられます。

参考資料の4ページをご覧ください。参考として、風力発電設備の構造を示しております。ブレードと呼ばれる風車の羽根の中心にハブがついており、それらをタワーと呼ばれる支柱により支えています。この風力発電設備が1基あるいは複数設置されたものが風力発電所となります。続いて5ページの風力発電設備の出力の推移ですが、年々大型化が進んでおり、最近では1基あたりの平均出力は約2000kWとなっています。その下に風車の高さとの関係を示しました。風車の羽根が大きくなるほど、高さが高くなるとともに、出力も大きくなっており、高さとの関係は比例する関係となっています。

そのため、高さの規模要件を設定する場合には、出力の規模要件を参考とすることができます。なお、現在、法対象事業の規模要件が検討中であることから、高さによる規模要件の導入についても含めて、引き続き検討する必要があると考えております。

これらの状況を踏まえまして、風力発電所に関する条例の改正方針としては、風力発電所の設置に適した地域は、本県の場合、標高が高く、開発が進んでいない自然豊かな地域である場合が多い。また、周辺から見通しの良い場所に設置される事例が多く、景観上の配慮が必要な場合がある。そのため、風力発電所を条例の対象事業、第1～3分類事業に追加することとする。なお、対象とする規模については、法の対象事業となる規模についての政令改正を参考にしながら設定する。また、景観への影響が大きいと考えられる高さ

に係る規模要件の導入の必要性についても引き続き検討していくこととしたいと考えております。

続いて次の項目ですが、方法書における説明会の開催及び要約書の作成の義務化につきましては、特に意見をいただいております。

そのため、条例改正方針としましては、方法書の分量が多く、専門的であることから、方法書の記載事項を分かりやすく住民に周知する必要があるため、条例対象事業に対して方法書段階における説明会の開催、要約書の作成、知事及び市町村長への送付を義務化することとしたいと考えております。

続きまして、電子縦覧の義務化ですが、こちらにつきましても、特に意見はなしとさせていただきます。なお、縦覧期間の延長につきましては、次の項目に整理してあります。また、前回の審議会では、電子縦覧について、希少種に係る記述の扱いが法律でどうなっていくのかというご質問をいただき、事務局から、紙ベースと同じ資料を縦覧するのではないかと考えており、既に紙ベースの図書では希少種に係る記述は除かれているので、問題はないとの回答をしているところです。

実は、この点に関しましては、先週、環境影響評価の関東ブロックの会議がございまして、環境省では、電子縦覧というのは、誰でも閲覧可能となってしまうことから、紙ベースと全く同じ資料を電子縦覧にかけて良いのかどうかという議論があり、紙ベースと同じ資料を電子縦覧するのか、紙ベースから一部除いたものを電子縦覧していくのか、検討中とのことでした。この点に関しましては、現時点で、今後、どのような扱いとなるのか分かりませんが、いずれにいたしましても、法律の扱いと同じ扱いを条例でもしていきたいと考えております。

電子縦覧の義務化に関する条例改正方針としましては、近年、インターネットが急速に普及しているとともに、行政手続の電子化が進んでいることから、環境影響評価図書（方法書・準備書・評価書・中間報告書・完了報告書）の電子縦覧を義務化する。これにより閲覧者の利便性が大幅に向上すると考えております。

続きまして、縦覧期間終了後のインターネットによる公表についてですが、意見として、「方法書等のインターネットでの縦覧期間について、インターネット上で未来永劫載せておく必要がある」という意見と「方法書等のインターネットでの縦覧期間について、例えば、手続終了後、何年以内とか、一定の年数、期限を切るという案もある」との意見をいただいております。

現在の環境影響評価図書の縦覧期間は1ヶ月となっておりますが、縦覧期間終了後においても環境影響評価の結果を住民が閲覧できることは望ましく、インターネットを利用した環境影響評価図書の縦覧については、その期間を延長していきたいと考えております。

その期間については、無期限を条例で規定することは事業者などへの負担が大きいと考えられます。そのため、期限を定める必要があると考えておりますが、大阪府で期限を定めている事例がありましたので、参考資料の7ページをご覧ください。大阪府では、環境アセスメントに関する書類の提出や縦覧といった手続について、インターネットを利用して行うことが可能としています。なお、大阪府では、アセス図書の縦覧主体は大阪府となっており、事業者の同意のもとに、図書を大阪府のホームページに掲載して電子縦覧を行っています。また、その期間は、方法書については準備書がホームページに掲載されるまで、準備書については評価書がホームページに掲載されるまで、評価書については、最後の事後調査報告書の縦覧期間である提出を受けた日から3年間が終了するまでと定めら

れております。そのため、公表の期間については、大阪府の例も参考としていきたいと考えております。

大阪府での最後の事後調査報告書は、本県では完了報告書ということになるかと思いますが、参考資料の6ページに本県の条例における事業実施後の手順のフローを示しました。事業の実施後、中間報告書、完了報告書の手続があります。完了報告書には、事後調査結果を記載することとなりますが、これは事業完了後、事業の影響が明らかとなるまでの一定の期間が経過した後に、完了報告書の手続がされると想定されます。そのため、事業終了後、すぐに完了報告書の手続がされるということではなく、事業終了後、ある程度の時間が経ってから手続がされると考えております。

そのため、条例改正方針としましては、現在の環境影響評価図書の縦覧期間は1ヶ月となっているが、縦覧期間終了後においても環境影響評価の結果を住民が閲覧できることが望ましいことから、インターネットを利用した環境影響評価図書の公表については、その期間を延長することとする。なお、インターネットを利用した公表の期間は、方法書については準備書の縦覧まで、準備書については評価書の縦覧まで、評価書・中間報告書・完了報告書については、完了報告書の提出後一定期間を目安とすることとしたいと考えております。

続きまして、環境保全措置等の公表等の具体化ですが、意見として、「事後調査報告に関する法との調整について、最低でも、中間報告書の手続は守る必要がある」、「国の法対象事業の事後調査報告について、条例よりも法律の手続が簡易となることは好ましくない。現在の条例の制度を活かすべき」との意見をいただいております。

なお、法律への抵触につきましては、先週の関東ブロックの会議の中で、環境省から、最終的な判断は、法律の施行後に示すこととなるが、現在のところ、本県の条例の規定は、改正後の法律に抵触するのではないかと見込んでいるとの話がありました。環境省に対しては、本県の制度はより丁寧な手続となっているので、できるだけ現行の規定を維持できるようにするよう、再度お願いをしているところです。

条例改正方針としましては、環境の保全のための措置の実施状況等について公表する手続については、条例で既に中間報告書及び完了報告書の手続として規定がされている。また、その手続は法律案による手続よりも丁寧なものとなっていることから、現行の条例における制度を維持していく。しかし、法と条例との関係から、やむを得ず条例の改正が必要な場合には、現行の制度をできるだけ維持するよう配慮しながら、改正することとしたいと考えております。

続きまして、計画段階配慮書の手続、いわゆる戦略的環境アセスメントの手続の新設についてですが、意見としては、「戦略的環境アセスメントについて、事務局案のとおりで結構であるが、早く検討の着手をしたほうが良い」、また「山梨県として、具体的にどういう手続が戦略的環境アセスメントになるのかということをも明らかにする必要がある」との意見をいただいております。

条例改正方針としては、計画段階配慮書の手続については、参考となる事例が少なく、条例における手続の内容等、十分な検討が必要と考えられる。また、法律案の成立後2年以内に施行される項目であることから、条例対象事業に対する計画段階配慮書の手続の導入については、引き続き検討していくこととしたいと考えております。

続きまして、法の計画段階配慮書手続において県の意見を求められた場合の対応についてですが、意見といたしまして「戦略的環境アセスメントにおける知事の意見の形成につ



いて、手続期間が短い場合には、メールでやりとりをするなど、できる限り技術審議会の意見を反映させるようにするべき」との意見をいただいております。

そのため、条例改正方針としては、現在の条例の規定では、知事の意見を述べる際には、事業に係る技術的事項について、技術審議会の意見を聴取することとなっている。法の計画段階配慮書手続においても、技術的事項に係る専門的見地からの意見を聴くことが適当であると考えられることから、原則として、技術審議会の意見を聴取するよう条例において規定する。しかし、法の意見聴取の具体的手続が未定であり、意見聴取のための手続期間が短い場合には、電子メール等による意見聴取を行うなどにより柔軟に対応することとしたいと考えております。

続きまして、規模要件の見直しについてですが、意見といたしまして、「スクリーニングの規模要件が、山梨県には合っていない。」、「例えばマンション開発など、小規模な事業で問題があるようなものがあれば、この機会に、規模要件等を見直しを考えても良いのではないか。」、「法律の案件数が138件というのが、圧倒的に少ない。」、「環境影響評価の対象にならないような事業であっても、環境に及ぼす影響がかなり大きい事業、具体的には河川事業や最近では、大石林道のトンネル工事など、規模要件を見直さなければならぬ。」、「現在行われていて、対象になるかならないかというような事業の状況についても、事務局で情報を収集し、そういった事業についても対象事業にするかしないかの検討をしていただきたい。」、「県内で行われている条例対象になる種類の事業で、規模が規模要件を満たさないけれども、比較的それに近いものが把握できるのであれば、そういうものを資料化していただきたい。」、「規模要件は、県の産業構造、自然条件なんかにも依存する、そういう地域特性も含めて検討する話。次回の審議会で、そういう観点も含めた現状とこれからの見通しのようなものを事務局から資料として出していただきたい。」との意見をいただいております。

規模要件の見直しにつきましては、参考資料を作成しておりますので、8ページをご覧ください。条例施行後における第三分類事業の半分以上の規模の事業の件数について、道路、河川、土地区画整理事業などの主な事業について整理しました。なお、高層建築物につきましては、本県の第三分類事業にはありませんが、ご意見を踏まえて載せております。規模要件は、他自治体の事例で100mとしているところが多いため、その半分の50m以上の建築物を対象としました。結果は、道路事業では3件、河川及び土地区画整理事業は0件、土砂又は砂利の採取事業は2件、公園及びゴルフ場は0件、高層建築物は2件となっております。件数自体は、そんなに多くはないと感じております。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。主な事業種における全都道府県の規模要件を整理しました。なお、記載している規模要件は、同一の条件で比較できるようにするため、スクリーニングや地域要件を除いた規模要件とし、例えば山梨県の場合には、第2分類事業の規模要件を記載しています。また、文字が小さくて申し訳ございませんが、赤字で記載している数値は、本県の規模要件よりも小さいものです。また、対象事業に定められていない場合には、空欄となっております。さらに、本県と都市部の自治体では、自然や産業等の状況が異なることから、東京都及び政令指定都市を有する道府県は青色に塗ってあります。一番下には、順位と呼ぶのが適当なのかどうかは別に置かせていただきまして、本県の状況を分かりやすく示すために、規模要件の小さい方から数えた場合の本県の順位を記載しました。上が全都道府県の順位で、下が東京都及び政令指定都市を有する道府県を除く32県中の順位を示しています。その順位は、道路事業では6番目、ダムでは5番目、土地区画整理事業では12番目、土石採取、火力発電、水力発電所では、2番目となっております。また、資料としては用意しておりませんが、産業の状況を示す

製造品出荷額が7兆円未満の31道府県と比較いたしましても、ほぼ同じような順位となっております。

次のページには、スクリーニングの制度を有する道府県の規模要件を整理した表を載せています。そのため、山梨県では、第三分類事業の規模要件を記載しております。表の見方は先程の表と同じですが、17道府県中、道路事業、工業団地等造成事業、土石採取、火力発電所、水力発電所の事業において、本県が最も小さい規模要件となっております。その他、ダム、土地区画整理事業では2番目に小さい規模要件となっております。

このように、他の自治体と比較いたしましても、本県の規模要件はかなり小さい方だと考えております。

続きまして、規模要件に直接には繋がってこないかもしれませんが、本県の特徴として、次のページに、参考までに、土地の利用状況や産業の状況、本県の将来の姿を載せていますので説明します。はじめに、本県の地勢と面積ですが、本県は国土面積の1.2%を占めており、全国で32番目の大きさを持っています。また、本県の周囲は、富士山や八ヶ岳をはじめとして、急峻な山々に囲まれています。そのため、県土面積の78%が森林となっており、全国第4位の森林率を誇っています。また、県土面積の約27%が自然公園となっており、全国第7位となっています。その下に、土地の利用状況を表に記載しておりますが、全国平均と比較いたしまして、都市地域が少なく、農業地域や森林地域、自然公園地域の割合が多くなっていることが分かります。

続いて産業の状況ですが、本県の農業のうち、果樹が半分以上を占めており、特に、ぶどう、もも、すももは、全国一の生産量を誇っています。

本県の年間商品販売額は全国の0.35%を占めており、全国第41位となっています。また、本県の製造品出荷額は、全国の0.82%を占めており、全国第32位となっています。本県の産業の特徴としては、ジュエリー、ワイン、絹織物、印章の産業が盛んであり、特に、貴金属製品出荷額及び果実酒出荷額の全国シェアは第1位となっています。

続いて、本県では「チャレンジ山梨行動計画」という県政運営の基本方針を平成19年に策定しております。こちらは、今後、本県がどのような方向に進んでいくのかという見通しが分かればと思ひまして資料を用意しました。その中で定めている「計画の基本理念」を抜粋して説明します。まず、「暮らしやすさ日本一の県づくり」を基本理念に、誰もが真の豊かさを実感できる山梨の実現を目指す、どのような県を暮らしやすさと感じるのかについては、豊かな自然にいつも触れていられることに暮らしやすさを感じる人がいる一方で、都市的サービスをスピーディーに享受できることに暮らしやすさを感じる人もいる、「暮らしやすさを実感できる社会」とは、福祉・医療、教育、産業、社会基盤、自然など暮らしを取り巻く様々な条件がバランス良く整った県土の上に築かれていくもの、過去の豊かさ指標では、東京圏に隣接する利便性の高さと田園が持つ自然の豊かさの双方を兼ね備え、活力とゆとりが調和したバランスのとれた山梨の姿が見えてくる、暮らしやすさ日本一に向け、当面、取り組むべきことは、地域経済の活性化です。産業活動を活発化することで、税収を上げ、財源を確保すれば、福祉・医療、教育・文化、まちづくり、安全・安心などに係る施策の充実を図ることができる、東京圏に近いという地理的優位性を活かして、先進的企業を誘致し、観光客を呼び込み、県産品の販路拡大を進めていく、こうした取り組みを戦略的に展開していくことで、山梨を再び元気にすることができます。現在、道州制の検討が進められており、この制度が導入された場合、本県が、後進地域として取り残されるのか、大都会の人々があこがれる「美しい山の都、森の都」としてかけがえのない地位を築きうるかは、今後の取り組みにかかっています。

また、「チャレンジ山梨行動計画」において定めた「将来の本県の姿」では、2025

年の山梨では、リニア中央エクスプレスや中部横断自動車道などの高速交通基盤が整備され、クリーンで高付加価値な産業が集積しています。また、緑豊かな森林や高品質な果物・ワイン等を求め、国内外から数多くの人々が訪れてきています。新しい交流による活力と癒しやゆとりが融合する中、物の豊かさと心の豊かさが共存した「暮らしやすき日本一」の山梨が実現しています。と示されています。

これらの資料から分かりますように、現在の規模要件未達の事業で、比較的大きい規模の事業数は少ないということや、他の自治体と比較して、規模要件は小さいということから、規模要件は、現時点で、すぐに見直す必要があるという状況ではないと考えております。

続いて、規模要件の見直しに係る意見として、「対象とする事業の規模の検討に際し、実態を把握するため、どんな大きさのものでも、一定程度あるものは届出をするところだけでも環境影響評価の制度として義務化したらどうか。」との意見をいただいております。ご意見を踏まえまして、事業規模を把握するための届出の制度につきまして、県の法制担当に相談いたしました。その内容を参考資料の14ページに記載しましたが、「通常の届出の規定は、何らかの基準があり、それを担保するために届出を義務づけるものであり、データを収集するためだけを目的として届出を規定することは、条例の目的に対して、事業者への負担が大きいたことが問題となる可能性がある」というのが法制担当の見解でした。

また、虚偽の届出や無届の事案への対応が行政の責任として発生しますが、届出件数が多い場合には、対応が困難となります。

なお、事業の規模につきましては、先程の過去の事業の実施状況のように、他法令の届出に記載された規模を調査することでも把握することが可能だと考えております。

そのため、規模要件の見直しに対する条例改正方針としましては、他都道府県の動向を注視するとともに、関係資料を参考とする中で、引き続き検討していく。また、必要に応じて、他法令における届出等の状況を調査していくこととしたいと考えております。

続きまして、レッドデータの見直しについてですが、意見として、「面積の小さい事業であっても、レッドデータブックに記載されている種への影響は大きいため、それを把握できる方法はないのか、今後検討するべき。」、「レッドデータについて、入れては困るようなものまでレッドデータに入っており、レッドデータの見直しが必要。」、「危惧種の保全については、アセス制度の中で規定するのか、種の保存法的な部分でちゃんと規定するのか、いろんな仕組みがある。」、「レッドデータ種というのはなく、人間が開発して無くなるから、レッドデータになるということであり、本来であれば、絶えず見直していくべき。」という意見をいただいております。

こちらにつきましては、参考資料として山梨県希少野生動植物の保護に関する条例の概要を15ページに載せています。条例では、絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定ができることとされており、指定を受けた動植物種は、原則として、その捕獲・採取・殺傷・損傷行為が禁止されます。現在、指定希少野生動植物種としてキタダケソウやアツモリソウ、ライチョウなどの22種が指定されています。また、同条例では、動植物の個体の生息地又は生育地を保護するため、生息地保護区の指定をすることにより、指定を受けた区域における開発行為を規制することができることとなっています。なお、現在、生息地保護区の指定はされておりません。このように、山梨県希少野生動植物の保護に関する条例により規制をすることにより、事業の種類や規模に関わらず、個々の動植物を対象として保全することができます。

そのため、条例改正方針としましては、個々の生物の保全が必要な場合には、山梨県希

少野生動植物種の保護に関する条例により規制していくこととしたいと考えています。

続きまして、事業内容変更に係る手続の新設につきましては、「環境影響が増大するような事業内容の変更も想定されるため、事業内容変更手続の制度は必要」との意見をいただいております。そのため、事業内容の変更手続としてどのような手続を規定するのかを検討するため、既に手続の規定を有している埼玉県と神奈川県を参考資料の16ページに整理しました。表の一番下に手続のフローを記載しています。埼玉県でも神奈川県でも、事業内容を変更しようとする場合には、原則として手続の再実施が必要となります。異なる点は、埼玉県の場合は、手続を再実施する事業者は、事業内容を変更しようとする時点での届出等の手続の規定はないという点です。埼玉県の手続では、事業内容の変更が軽微なものであり、手続の再実施が不要と考える事業者は、知事に変更承認申請をすることになります。申請を受けた知事は必要に応じて審議会の意見聴取をして、軽微な変更と判断すれば、事業内容の変更を承認します。承認を受けた事業者は、手続の再実施をせずに、引き続き、後の手続に進むこととなります。神奈川県の場合には、事業内容を変更しようとする場合には、手続の再実施の有無に関わらず届出が必要となります。届出を受けた知事は、必要に応じて審議会の意見聴取を行い、事業内容の変更が軽微であると認められる場合には、手続の再実施の全部又は一部の免除をすることとなります。本県では、今まで事業内容の変更があった場合の対応として、手続の再実施の有無に関わらず、環境影響の変化を記載した報告書の提出を求め、関係する技術審議会委員の意見をいただきながら、手続の再実施が必要かどうかを判断してきました。今までの運用は、神奈川県での規定とほぼ同様であることから、神奈川県の規定を参考にしていきたいと考えております。

そのため、条例改正方針としましては、手続中及び手続後において事業内容が変更される事例に対応するため、神奈川県の規定を参考としながら、事業内容を変更する場合の届出等の手続を義務化することとしたいと考えています。

長くなってしまいましたが、山梨県環境影響評価条例改正方針の説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。早速、審議に入りたいと思います。

特に順番は定めませんので、ご質問あるいはご意見をご発言いただきたいと思います。

(坂本委員)

全体のところですが、1年以内の部分について、何月の議会で条例改正をする予定なのかということと、それはゴシックで書かれている部分だけということなのか。確認をさせていただきます。

(事務局 小野課長)

法律が改正されませんと、条例改正はできないと思っております。法律改正については、本日、開会しました通常国会で継続審議されるわけですが、はじめに予算の審議が優先して行われると思っておりますので、おそらく今の見込みですと、早くても4月、5月になってしまうのかなと考えております。早いうちに法律が改正されれば、6月議会で改正案を提案したいと思っておりますが、遅くなった場合には6月の条例改正に間に合いませんので、9月になると考えているところでございます。

改正する項目ですが、ゴシックで記載しております1年以内に施行される項目を中心に

改正していくことといたしまして、戦略的環境アセス等の2年以内に施行される項目については、他県の状況等をみながら検討していきたいと考えています。

(坂本委員)

6月の改正だとすると、5月には条例の改正案ができている。そうしますと、3月とか4月頃に再度、この審議会に諮るということでしょうか。

(事務局 小野課長)

おそらく、国会の審議で法律の中身が変わるということはないと思っております。今の法律の案のとおり改正されるようでしたら、前回と今回の審議会の意見を踏まえて改正案を作成し皆様にお示しさせていただきますが、審議会は開催しない予定です。

(坂本委員)

分かりました。

(鈴木委員)

電子縦覧の件ですが、方法書等がかなり厚いものになってしまうことを考慮すると、どの部分を義務化するのかを吟味する必要があると思います。全て出すというより、概要を知るという意味で、要約版程度の公開のほうが良いのではないかと思います。それである程度の情報を得て、直接、県などに来て、閲覧するというようにしたら良いと思います。

(事務局 小野課長)

前回までは、厚い資料を全て電子縦覧するのかなと思っていましたが、先日の関東ブロックの会議の中で、環境省では、どのような資料を電子縦覧するか検討中であるとのことです。分かりやすさから言えば、鈴木委員のご意見のとおりだと思っておりますが、国の検討結果を踏まえて、本県でどのようにしていくのかを検討していきたいと思っております。

(片谷会長)

概要版を作成するというのは、条例上、義務付けられていますか。

(事務局 小野課長)

現状では、方法書では義務づけられていませんが、今回の法改正に伴いまして、改正していきたいと思っております。

(工藤委員)

沖縄の普天間基地のアセスメントでは、非常に分厚い資料でしたが、ダウンロードしやすいように、章毎など、細切れにしてホームページに掲載していました。概要版でおおまかに知ることも大切ですが、全部を公表することが重要だと思います。丸ごとホームページに掲載すると、ダウンロードが大変ですが、区切って掲載していくと良いと思います。

(事務局 小野課長)

その点につきましても、国の検討状況を踏まえながら検討させていただきたいと思いません。

(片谷会長)

サーバーの容量上は、ほとんど問題が無くなってきているかと思います。また、山梨県の場合には、事業者のサーバーにアップすることを想定されております。後は、通信速度の問題ですね。国の動きを見て対応していくということで了解しました。

(工藤委員)

先程のインターネットによる公表の部分ですが、方法書については、準備書縦覧までとなっているのですが、方法書と準備書は平行して公開されるほうが適切だと思います。方法書というのはアセスメント全体の設計書のようなものであり、その設計書に基づいて、どのような準備書が作られたのかという繋がりを確認するという意味でも、両方が公開されているほうが良いと思います。

(片谷委員)

実は、その点につきましては、私も気になっていたのですが、準備書ができた時点で、方法書のとおり準備書ができているのかどうかの確認ができなくなってしまうという心配がありますので、少なくともある程度の重複期間は必要ではないかと思っております。こちらは、事務局でご検討していただきたいと思っております。

(事務局 小野課長)

今いただきましたご意見につきましてですが、準備書と評価書の関係でも必要でしょうか。

(工藤委員)

できれば、全て参照できるようにしていただければと思います。

(片谷委員)

評価書に準備書からの変更内容が記載されている場合には、必ずしも必要ないかもしれませんが、確認したいというニーズは少数であってもあろうかと思っておりますので、ある程度の重複期間を設けるとするのは、利便性を高めるという意味で必要があると思っております。

(片谷委員)

それでは、確認の意味も含めまして、前の項目から順に確認しまして、特にご意見が無ければ了解ということにしていきたいと思っております。

はじめに風力発電所の件ですが、主にご意見をいただいた石井委員が欠席されていますが、何か事前に連絡はございますか。

(事務局 和田副主査)

委員の皆様には、事前に資料をお送りいたしまして、欠席される場合で、ご意見等がございましたら、ご連絡をいただくようにしておりますが、石井委員からは、特に意見は無い旨のご連絡をいただいております。

(福原委員)

風力発電については、皆様ご存じのように、低周波音、超低周波音が非常に大きな問題となっています。東伊豆では、公害等調整委員会でも争っている例もあり、事業者側と住民側でうまくいっていない。法律の上では騒音とか振動がありますが、条例では地元のこと

を考えていかなければならない。風力発電施設を山梨県内に設置する場合、あるいは長野県や静岡県に設置する場合にもその影響が山梨県内に及ぶ場合もあると思います。そのため条例としては、このような点について、項目として具体的に検討しておく必要があると思いますが、事務局ではどのように考えていますか。

(事務局 和田副主査)

項目ということですが、環境影響評価の項目としましては、現在の技術指針の項目の中に低周波音も入っていると思いますが、さらに周波数の低い超低周波音ということでしょうか。

(福原委員)

キーワードとしては入っているけれども、より具体的な検討ができるような部分を持っておかないと、問題が起きたとき調整ができなくなるのではないかという懸念があるということです。もう1つは、仮に長野県や静岡県に設置される風力発電所の影響が山梨県に及ぶことも考えられるので、その点についても検討しておいたほうが良いのではないかと思います。

(事務局 小野課長)

技術指針の空気振動の部分に低周波音が入っております。もし、その部分の改正が必要とすることであれば、皆様方にお諮りをしたうえで、改正をしていきたいと考えております。

もう1つのご質問ですが、他県との調整がどのような場合に必要になってくるのかというのは難しい部分ではありますが、もし、そのような事例があった場合には、本県から隣接県に対して意見を言うことも一つの方法だと思います。具体的に事例があった段階で、皆様方のご意見をお伺いしながら対応していきたいと思っております。

(福原委員)

そのようなお考えをお持ちであれば、良いと思います。

また、もう1点ですが、山梨県には大きな影響はないかもしれませんが、航空機騒音の評価方法というのが平成25年4月からWECPNLからLdenに変わります。当初、環境省では、WECPNLの測定方法の細かなマニュアルをホームページに載せていたのですが、現在はWECPNLとLdenの数値の比較表しか載せておらず、現在、具体的な測定方法はホームページに掲載されていません。

評価書の作成や確認をする際に、その測定方法が必要となってくるのですが、どこかでそれをリバイスできるようにしていく必要があると思います。

(坂本委員)

いまのご意見に関連するのですけれども、対象事業が追加になりますし、様々な技術的な進歩もあったことから、法律を改正するので、省令も改正するというような環境省からの説明はないのでしょうか。

(事務局 和田副主査)

対象事業につきましては、風力発電施設を政令の改正により対象事業とするということでは聞いております。その他、細かい部分、例えば、電子縦覧の方法などの規定については、今後、省令等で定められていくことになっていきますが、具体的な内容については、説明がない状況です。

(坂本委員)

風力発電所については、これを所管している省庁が定めていくということですね。また、風力発電所用の環境要素についても考えているというような情報はないのでしょうか。

(事務局 和田副主査)

風力発電所について、どのように環境影響評価をしていくのかという点につきましては、先程福原先生からのご意見でもありました低周波音も含めて、環境省で検討をしているようです。しかし、内容については、示されていないという状況です。

(片谷会長)

県の技術指針も環境省の動きによっては改正する必要がでてくるかもしれないですね。また、風力発電所について、出力と高さは、ほぼ比例関係にあるとの説明がありましたが、出力による規模要件をメインに考えて対象事業に追加するとのことですが、高さを今後も検討していき、必要があれば、規模要件の中にも含めるとの説明だったと思います。この点は、よろしいでしょうか。

(坂本委員)

事務局の話では、第三分類事業で対象にするので大丈夫ということでしょうか。念のために、第三分類事業の判定基準に該当しないような場所で風力発電所が設置される可能性があるかどうか確認をしていただけたらと思います。

(事務局 和田副主査)

もし、第三分類事業の判定基準に該当しないような場所に設置される場合には、おそらく環境影響評価手続は不要との判定がされることとなる可能性があると思います。

具体的に判定手続の中で環境影響評価手続が必要かどうかというのを判断していくこととなりますので、周囲にそういった施設や地域が無ければ、影響はないということから、手続は不要との判定がされるのではないかと思います。

(坂本委員)

風力発電施設が建つようなところは、第三分類事業の判定基準に該当する地域等に該当するため、規模等を心配しなくても、対象となるということでしょうか。

(事務局 和田副主査)

実際に、風力発電所の設置に適した地域というのは、本県の場合、山の尾根とか標高が高いところとなります。おそらく、こういった地域は、判定基準の地域に該当してきているのではないかと考えています。

(坂本委員)

その場合に、第三分類事業の判定基準に該当しないような地域が無いことを確認していただきたいということです。

(事務局 小野課長)

何年か前に、県の企業局において、県内に風力発電に適した地域があるかどうかというのを調査したことがあります。その結果、風況が良く、風力発電所の設置に適している場



所は、山の尾根筋か自然公園法の自然公園以外には無いということは聞いています。

しかし、坂本委員がおっしゃるように、全くそれ以外のところにできないのかと聞かれますと、確証を持ってごいませんと言うことはできませんが、企業局の調査結果を踏まえますと、そういった地域以外には設置は計画されないのかなと思っております。

(片谷会長)

続いて、方法書段階での説明会の開催と要約書の作成の義務化について、今回は特にご意見はありませんでしたが、追加のご意見がありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、事務局の方針で問題なしという取扱いとさせていただきます。

続いて、電子縦覧については、先程、公表期間の点を含めていくつかご意見をいただいておりますが、さらに補足されるご意見はありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、先程の縦覧期間をどの位重ねるかという点について、事務局でさらに検討いただくということをお願いします。

次の環境保全措置等の公表等の具体化ですが、法と条例の関係の難しい問題を含んでいる事項ですけれども、事務局から出されている方針としては、現行の制度はできるだけ維持するように配慮すると言いつつ、法と条例の関係で条例を改正せざるを得ないという場合がありうる、という説明でしたけれども、これについてはいかがでしょうか。

これについては、環境省からの抵触する可能性があるとの話の他、具体的な指示はないということでしょうか。

(事務局 小野課長)

環境省の見解としては、法律に書いてある以上のことを規定する場合には抵触するのだろうと、はっきり言われています。しかし、法律で規定されていない部分については、問題ないとのことですので、その部分について、できる限り現在の条例で規定されている内容を適用していきたいと考えています。いずれにしましても、国との調整をしていかないとならないと思っております。

(片谷会長)

せっかく丁寧な手続が制度化されているので、個人的にもできるだけ維持をしていきたいと思っておりますし、環境省も現状の制度として持っているものをラフにしろということはおそらく言ってこないのではないかと予想しておりますけれども、今後の環境省との折衝で詰めていただきたいと思います。せっかくの制度ですので、なるべく残せるように努力していただきたいと思います。

皆様、この件はよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、事務局で、さらに環境省と詰めていただくこととしたいと思います。

次は、戦略的環境アセスメントについて、引き続き検討していくということですが、これについてご意見はございますか。

(坂本委員)

確認ですが、手続期間が短い場合には電子メール等とありますが、手続期間について環境省からの情報はないのでしょうか。

(事務局 和田副主査)

現在のところ、どの程度となるのかについての情報はありません。

(片谷会長)

法対象事業について、県の審議会の意見が全く反映されないというのは、あってはならないことだと思いますので、この審議会の意見が反映されるような仕組みが必要だと思います。審議会の条例上の規定の中で、メールによる審議を審議会の合意形成の手段として制度化し、公式な手続として使えるようにしていく必要もあるのかなと思います。

しかし、期間の設定がどうなるのか分からないので、法が成立してからの環境省の動きを見てからでないと結論づけられないということだと思います。

このような話で良いでしょうか。

(事務局 小野課長)

会長がおっしゃいますとおり、条例の中で、メールによる審議を審議会での審議に代えることができるとの規定を設けることができれば明確で良いと思っていましたが、法制担当に確認したところ、条例において一同の場に会しなくても審議ができるという規定を置くことになってしまうと、本審議会だけではなく、県の附属機関の全てに影響を及ぼすので、懸念しているとのことでした。

そのため、本審議会だけのルールとして規則等で決めるのも一方法かなと思っております。

(片谷会長)

何かご意見等がありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今のは戦略的環境アセスメントで意見を求められた場合の対応についてですが、その前の戦略的環境アセスメントについては、参考事例が少ないので、もう少し時間をかけて検討していくということでございます。こちらについての意見はありますか。

こちらでも法律が成立してからの環境省の動きを見ての対応ということでしょうか。

今日の時点では、引き続き検討という方針で了解したという扱いにさせていただきたいと思っております。

(片谷会長)

次に進みます。前回、多くの意見をいただきました規模要件の見直しの件ですけれども、事務局の説明では、ぎりぎり規模要件にかからないような事業の件数は、思ったほどに発生していないというような趣旨の説明だったと思います。その他、届出だけ義務づけるというのは、法制担当から難しそうだと回答があったとのことでした。

ご意見はいかかでしょうか。

(角田委員)

9ページに具体的にあげていただいたのですが、各種土地造成というところに入ってい

ないかと思いますが、外国人が土地を買い取って、森林を伐採することや水を大量にくみ上げるといったようなことが問題となっています。例えば、富士山や八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳の周辺などで問題が起こる可能性もあります。

ここで検討すべき問題かどうかということもあるのですが、ここでどの程度のことができるのか教えていただければと思います。

(事務局 小野課長)

環境影響評価制度では、特に対象とならないわけですが、水のくみ上げ、水ビジネスについては、森林環境総務課という部署で、規制をするのかしないのかということ等を検討している状況でございます。

(角田委員)

水に関して、現状で問題が起こっているのかどうかの調査は、特にされていないのでしょうか。

(事務局 清水参事)

角田委員のご指摘のとおり、有限な地下水については、ミネラルウォーターとしての需要もあり、実態としては把握していませんが、土地を購入して水をくみ上げるという例が話題として出てきています。本県では、地下水については要綱がありますが、地盤沈下の防止を目的としたものとなっています。なお、諸外国では地下水は公有財産となっていますが、日本ではそのようにはなっていないという状況です。

しかし、地下水は貴重な資源であり、本県としても、地下水の保全が必要と考えているところでして、地下水の保全等について検討する必要があると考えています。

(角田委員)

よろしく申し上げます。

(片谷会長)

環境影響評価条例の中で扱うことになるよりは、水資源保全の観点で、別の仕組みで対応することとなる可能性が高いという趣旨ですね。

(福原委員)

個々の事業の規模は小さいけれども、それが複数集まると、大規模開発と同じような事業になる場合があると思いますが、そういうものも対象となる可能性があるのでしょうか。

(事務局 小野課長)

それにつきましては、具体的なところは把握しておりません。申し訳ございません。

(片谷委員)

現在の法律や条例の仕組みですと、複数の事業者が個別に実施しているものに対して、トータルで考えて、アセスの対象とするのは、現時点では難しいと思います。

(福原委員)

確かにそのとおりだと思います。もともと想定していなかったことですから、山梨県の地域が虫食いのようになってしまうようなことを懸念して、質問しました。

(片谷委員)

こちらにつきましては、関連する部署からの情報を仕入れていただきまして、次のなんらかの機会に紹介していただければと思います。

(坂本委員)

山梨県の場合、規模よりも場所が問題となることが多いのではないかと思います。この条例は規模で規定しておりますので、場所で規定するのは他の条例のほうできちんとやってもらって、この条例では気にしなくても良いという状況にさせていただけると良いと思いますので、他の部署だとは思いますが、働きかけをしていただければと思います。

(角田委員)

環境保全の関係では、今の話のように、対象にならないような場合もあります。また、新しい地球規模で進んでいるようなことは、どこか大筋のところではなければならないと思いますので、そのようなことも伝えていただきたいと思います。

(事務局 小野課長)

いただきましたご意見の趣旨を関係する部署に伝えていきたいと思います。

(片谷会長)

基本的にひとつの部の中でのことだと思います。全体として環境保全が進んでいけば良いわけですし、分担をうまくして頂いて、漏れがないようにしていただきたいという趣旨だと思いますので、よろしくお願いします。

(平林委員)

今回は、1年以内に施行される項目を中心に改正するというので、規模要件については、今後も検討していくということですが、例えば長野県でも同じような見直しの意見が出ていることもありまして、近県における規模要件の見直しの状況を整理して、審議会の場で情報提供していただきたいと思います。

例えば、長野県の場合には、ダムの場合には規模に関係なく全てのものを対象にするという動きも出てきていますので、そういった情報を是非提供していただきたいと思います。

それによって、山梨県とか長野県などの森林の多い地域の特徴が出てくるかだと思いますので、お願いします。

(片谷会長)

今回、調査した中で、他県の規模要件の見直し状況については、把握されたのでしょうか。

(事務局 小野課長)

今回は、条例、規則等にある規模等の調査ですので、規模要件の見直しの検討をしているのかどうかについては、把握しておりません。

そちらにつきましては、調査をいたしまして、皆様に情報提供したいと思います。

(片谷会長)

47都道府県あるいは政令市を含めてということになりますと、大変だと思いますので、

長野県など、近隣で、自然条件の共通項を持つ県を対象として、情報を集めていただけると参考になると思います。

今回の資料によれば、概して本県の規模要件は小さい、厳しい方向にあるということが分かったところですが、引き続き、他県の動きを見ながら検討していく方針となっております。この方針でよろしいでしょうか。

では、規模要件については、この方針で了解としたいと思います。また、情報提供をお願いします。

(片谷会長)

続いて、レッドデータの見直しの件ですが、県の希少野生動植物の保護に関する条例で対処していくという方針になっておりますが、これについてご意見はいかがでしょうか。

(湯本委員)

この希少野生動植物の保護に関する条例の中で規定されているものというのは、ほとんどが高山植物、鳥でいえばライチョウのみで、なんらかの事業を行うような地域には無いものが指定されています。おそらく、平地にある希少種ですとか、レッドデータの高いランクであるものが出てくるのが予想されるのですが、そのときに、どのように対処するかというような方針があると良いと思います。

(事務局 和田副主査)

環境影響評価の対象とするのかどうかという観点では、やはり規模が比較的大きい事業でないと対象事業にはならないということかと思えます。個別の希少種を守るということを目的にするのであれば、希少野生動植物の保護に関する条例で指定していくしかないのかなと思います。どちらの対象でもない場合は、難しい問題でして、今後検討していくべき問題だと思います。

(大久保委員)

何か事業をする場合に、例えば、国立公園や国定公園など、レッドデータのものは山梨県の場合には、ほとんど規制がかかっています。しかし、我々が暮らす里山付近においては、大切なものもあると思います。その辺がはっきりしていないことは事実です。大事なところは、希少種だけを見るのではなくて、群落的な見方も大切だと思います。おそらく、そういったものを対象とした条例は無いと思いますが、今後どのようにしたらよいのか。例えば、立派なクヌギ林があると、里山自然の中では非常に重要ですけども、レッドデータになっていないので、それは構わないということも出てきます。個々のレッドデータに対するものについては、ほとんど規制がかかってくると思いますが、低山帯のものは検討する余地があると思います。

(片谷委員)

低いところであっても、環境影響評価の対象事業となれば、予測評価の中でいろいろなチェックができますが、対象事業にならないところに保全すべき自然がある場合に、どうしたらよいのかというのは、大きな課題だと思います。これは、ここですぐに結論は出ないのですけれども、希少野生動植物の保護に関する条例による規制だけでもカバーできない部分かなと思います。これは、事務局でさらに検討いただきたいと思います。

対象事業にならないような事業の予定地に、貴重な自然がある場合に、どのように対応していくのかというのは、かなり重要な課題だと思います。6月議会での対応は難しいと

思いますので、その後の検討課題として、事務局で検討をお願いいたします。  
関連して他のご意見はありますか。

(坂本委員)

確認ですが、環境影響評価条例施行規則がありますね。こちらの方は、別に検討するということでしょうか。今の話は施行規則に入れることができるのかなと思ったのですが。例えば、第三分類事業の判定基準の部分などですが。

(事務局 丸山補佐)

ご存じのとおり、環境影響評価の仕組み自体が、環境影響評価の中でルールを決めるというものではなくて、他の法律や条例、目標値などを引っ張ってくるというような仕組みになっています。大久保先生がおっしゃったように、非常に大切であるのに社会的ルールが決まっていないものについては、大切だという認識は一致するのですが、どのように環境影響評価に取り込んでいくのかということになると、社会的ルールが確立していないと難しいという問題があります。

(片谷会長)

補足させていただきますと、環境影響評価の制度というのは、他の部分で決められていることを組み合わせて取り込んでいるというものですから、環境影響評価の制度が独自に他の領域に踏み出していくという形にはなっていません。これは難しいところですが、湯本委員のご意見をできる限り反映させるとしますと、規模要件を見直すというのが一番可能性の高い方法かなと思います。要するに、より小さい事業であっても、貴重な自然がそこにあるということであれば、第三分類の考え方で、将来的には第四分類というものが出てくるのかもしれませんが、そういう形で取り込んでいくということが、可能性としてはあるのかなと思います。

(事務局 小野課長)

この点につきましては、会長がおっしゃったように規模要件とも連動する部分でございますので、それと併せまして、引き続き検討していきたいと思っております。

(片谷会長)

これは、1年くらいはかかると思いますので、じっくりと検討して頂きまして、なるべく自然が保たれるようにしていただきたければと思います。

それでは、レッドデータはそれまでといたしまして、事業内容変更に係る手続に入りたいと思います。事務局の説明では、神奈川県の規定を参考にして義務化する方針でしたが、これについて何かご意見はございますか。

(片谷会長)

少し補足いたしますと、山梨県の場合には件数がそんなに多くないので、事例は無いかもしれませんが、他の都道府県の例ですと、計画変更を悪用しているのに近いような事例もありまして、注意が必要だと思います。環境影響が少ないような計画を出しておいて、後で、建物の高さを高くするような例も、少数ですがありますので、制度化をしておく必要があると思っています。また、神奈川県的方式ですと審議会の意見が反映されまして、アセスの再実施をさせることができます。何か、ご意見はございますか。

それでは、特に無いようですので、この項目に関しては事務局の方針で了解としたいと思います。

ひとつお聞きご審議頂きまして、一部新たなご意見がありましたけれども、全体としては事務局の方針どおりでご了解いただけたと思っております。法成立後2年以内に施行される部分については課題が出ましたが、少なくとも1年以内の部分につきましては否定的な意見はありませんでした。そのため、1年以内の部分についての法改正に伴う条例改正については、基本的に審議会を開催せずに、事務局にお任せしたいと思います。いかがでしょうか。

特にご発言は無いようですので、特別なことが無い限りは、事務局で本日までの議論を踏まえた条例改正案の作成を進めていただき、案ができた段階で、各委員に情報提供していただきたくこととしたいと思います。

また、後日、ご意見等がありましたら、直接、事務局にメール等でお送りいただきたいと思います。

それでは、議題2は終わりにしたいと思います。何か、全体を通してご意見等がありますか。

(福原委員)

資料の本県の将来の姿の部分に、リニアモーターカーのことが書いてありますが、実際にこの事業が審査の対象となるのは、いつ頃になるのでしょうか。

(事務局 小野課長)

リニア中央新幹線につきましては、現在、国土交通省の委員会で審議されておまして、先日、中間とりまとめに対するパブリックコメントの受け付けが終わったところです。今後、パブリックコメントの意見を踏まえて最終結論を今年の春頃までに出す予定です。その後、国土交通省では建設主体を指名します。それから、環境影響評価が始まることになります。我々とすれば、来年度中には方法書手続がされるのかなと見込んでおります。

(福原委員)

なぜ、その質問をしたかといいますと、リニア中央新幹線は、現実的な評価をどのようにするのかということを慎重に議論する必要があり、前もって一般化した方法を用意しておく必要があるのではないかと思ったためです。

(事務局 小野課長)

ありがとうございます。我々も、国と連携をとり情報収集をしながら、準備を進めていきたいと思っております。

(片谷会長)

それでは、本日の議題は終了したいと思います。

ご協力ありがとうございました。事務局へお返しします。

(進行 清水総括課長補佐)

片谷会長には、スムーズな議事進行をありがとうございました。

以上をもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了したいと思います。

長時間の審議、どうもありがとうございました。